

改正

平成30年7月31日告示第242号

平成31年1月17日告示第11号

令和元年9月26日告示第121号

令和元年10月31日告示第151号

令和3年4月1日告示第172号

令和6年4月1日告示第150号

行田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(総合事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス事業

ア 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、次に掲げる事業

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問介護員等によるサービスをいう。）

(イ) 訪問型サービスA（主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。）

(ウ) 訪問型サービスC（保健・医療の専門職により提供される支援で、3月から6月までの短期間で行われるサービスをいう。）

イ 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、次に掲げる事業

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスをいう。）

(イ) 通所型サービスA（主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。）

(ウ) 通所型サービスC（保健・医療の専門職により提供される支援で、3月から6月までの短期間で行われるサービスいう。）

ウ その他の生活支援サービス 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業

エ 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別記1(1)ア(エ)①の(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあつては、同(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち、訪問型サービス及び通所型サービスについては、指定事業者又は委託により実施するものとする。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第6条 指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表の区分及びサービスの種類ごとに、別表に定める単位数に別表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(サービス事業支給費の支給)

第7条 サービス事業支給費（法第115条の45の3第1項の第一号事業支給費をいう。以下同じ。）の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 指定事業者による訪問型サービス及び通所型サービス 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2第1項の政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（同条第2項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）である場合にあっては100分の80、第1号被保険者であって同条第2項の政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては100分の70）に相当する額

(2) その他の生活支援サービス 別に市長が定める額

(3) 介護予防ケアマネジメント 別表に掲げる額

(サービス事業支給費の額の特例)

第8条 災害その他の特別の事情により、指定事業者による訪問型サービス及び通所型サービスの利用者が当該サービス事業に要する費用を負担することが困難であると認められる場合における前条第1号の規定の適用については、同号中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」と、「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」と、「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

2 前項の規定により前条第1号の規定を読み替えた場合における同号に規定するサービス事業支給費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(支給限度額)

第9条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平

成27年厚生労働省告示第197号)に定める様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、退院直後で集中的にサービスの利用をすることが自立支援につながると考えられるような場合等利用者の状態により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、通知別記1(1)ア(コ)及び同(サ)により高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(指定事業者の事業)

第11条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める基準に従い事業を行うものとする。

(1) 訪問型サービス 次に掲げる基準

ア 介護予防訪問介護相当サービスを行う場合 省令第140条の63の6第1号イ及びロの基準
(旧介護予防訪問介護に係るものに限る。)

イ 緩和した基準によるサービスを行う場合 市長が別に定める基準

(2) 通所型サービス 次に掲げる基準

ア 介護予防通所介護相当サービスを行う場合 省令第140条の63の6第1号イ及びロの基準
(旧介護予防通所介護に係るものに限る。)

イ 緩和した基準によるサービスを行う場合 市長が別に定める基準

(委託)

第12条 市長は、法第115条の47第5項に規定する基準を満たす者(事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者)に総合事業の実施を委

託することができる。

(補助)

第13条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して費用の全部又は一部を補助することができる。

(総合事業の利用料)

第14条 市長は、総合事業を実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(行田市介護予防事業実施要綱の廃止)

- 2 行田市介護予防事業実施要綱（平成18年告示第237号）は、廃止する。

附 則（平成30年7月31日告示第242号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第7条第1号の規定は、この告示の施行の日以後に提供された訪問型サービス及び通所型サービスについて適用し、同日前に提供された訪問型サービス及び通所型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月17日告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日告示第121号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第7条第1号及び第3号の規定は、この告示の施行の日以後に提供された訪問型サービス及び通所型サービスについて適用し、同日前に提供された訪問型サービス及び通所型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月31日告示第151号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第8条の規定は、令和元年10月以後に指定事業者により提供された訪問型サービス及び通所型サービスについて適用し、同月前に提供された訪問型サービス及び通所型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日告示第172号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価に係る措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年9月30日までの間におけるこの告示による改正後の行田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表の単位数については、同表の規定にかかわらず、それぞれ同表に規定する単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定するものとする。

（経過措置）

- 3 この告示による改正後の第7条第1号及び第3号の規定は、この告示の施行日以後に提供された訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントについて適用し、同日前に提供された訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日告示第150号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に提供されたサービスについて適用し、同日前に提供されたサービスについては、なお従前の例による。

別表（第6条、第7条関係）

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
----	---------	-----	--------

訪問型サービス	介護予防訪問 介護相当サービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表の単位数		1単位に 10.42円を 乗じて得 た額
	訪問型サービスA	1月当たり	週1回 1,012単位 週2回 2,020単位 週3回以上 3,205単位 初回加算 200単位	
		1回当たり	20分未満 140単位 20分以上45分未満 154単位 45分以上 189単位	
通所型サービス	介護予防通所 介護相当サービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表の単位数		1単位に 10.27円を 乗じて得 た額
	通所型サービスA	1月当たり	週1回 1,462単位 週2回 3,014単位 運動器機能向上加算 225単位	
		1回当たり	月1回から月4回まで 354単位 月5回から月8回まで 372単位 運動器機能向上加算 28単位	
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	1月当たり	442単位（ただし、高齢者虐待防止措置未実施又は業務継続計画未策定の場合は438単位とし、高齢者虐待防止措置未実施かつ業務継続計画未策定の場合は434単位とする。） 初回加算 300単位 委託連携加算 300単位	1単位に 10.42円を 乗じて得 た額
	介護予防ケアマネジメントB	1月当たり	442単位（ただし、高齢者虐待防止措置未実施又は業務継続計画未策定の場合は438単位とし、高齢者虐待防止措置未実施かつ業務継続計画未策定の場合は434単位とする。）	

			初回加算 300単位 委託連携加算 300単位 ただし、単位数の算定は初回月及びアセスメント時のみとする。	
	介護予防ケア マネジメント C	1月当たり	442単位（ただし、高齢者虐待防止措置未実施又は業務継続計画未策定の場合は438単位とし、高齢者虐待防止措置未実施かつ業務継続計画未策定の場合は434単位とする。） 初回加算 300単位 委託連携加算 300単位 ただし、単位数の算定は初回月のみとする。	